

児童家庭支援センター
札幌南こども家庭支援センター

令和6年度事業計画

社会福祉法人札幌育児園

1. 社会福祉法人札幌育児園 事業理念及び基本方針

社会福祉法人札幌育児園は、ノーマライゼーションが実現される社会を目指し、多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として事業を行う。

2. 設置・運営主体

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

3. 名 称

児童家庭支援センター『札幌南こども家庭支援センター』

4. 所 在 地

札 幌 市 南 区 藤 野 6 条 2 丁 目 4 2 7 番 地 4

電 話 0 1 1 - 5 9 1 - 6 6 0 1

F A X 0 1 1 - 5 9 1 - 4 9 0 4

メールアドレス sapporoikujien@mist.ocn.ne.jp

ホームページ URL:<https://www.ikujien.jp/>

5. 札幌南こども家庭支援センター 基本方針

今日の子育て家庭の状況は、核家族化から生活事故への対応力、問題解決力、養育力の低下など、家庭機能の脆弱化が顕著になっており、これらは子どもの虐待などの社会的養護ニーズの増加という結果となっている。この様な状況に対し、社会福祉法人札幌育児園、札幌南こども家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするケースに応じ、必要な助言を行うと共に市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童、その家族に対する指導を行い、併せて関係機関と連携・連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、子育て家庭の福祉向上を図るものとする。

令和6年度 札幌南こども家庭支援センター事業計画

1. 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて応じ、必要な援助を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
市・区要保護児童対策地域協議会の活動

(3) 児童相談所からの委託事業

児童相談所から、要保護性があり継続的な指導措置が必要とされるケースの指導

(4) 関係機関等との連携・連絡調整

子どもや家庭への支援を迅速かつ的確に行うため、以下の関係期間等との連携・連絡調整を行う。

児童相談所、児童福祉施設、区保健福祉課、区健康子ども課、区保護課、主任児童委員、民生・児童委員、要保護児童対策地域協議会、区保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、幼稚園・小学校・中学校、北海道警察本部少年サポートセンター、女性相談援助センター、医療機関、札幌公共職業安定所、駆け込みシェルター運営委員会等